

文庫本ブームで出版権はどこへ行く

誰がために「本」はある

鈴木敏夫

近ごろの文庫本ブームにからんで、そこの第一発行社の「出版権」の問題がやかましく論議されはじめた。文庫本版元の多くが大手出版社であるところから、「大手に版元最大の財産である出版権をふんだくられた」といった中小版元側の大手横暴論が結びつけられるのも、今回の論争の特徴でもある。しかしこのテーマは、いくつかの視点から見きわめねばならぬ複雑な要素をもつてゐる。

昭和初頭の金融恐慌期に、奇跡的に起きた円本金集ブームとそれに続く文庫本のブームが、出版業界の救世主となつて以来、「不況のときは金集と文庫」というのが、出版界の合言葉となり、戦後の不況期にも、数回そのバターンが繰り返され、シングスを実証した。中でも岩波、新潮・角川の三社は、文庫界のご三家と呼ばれて、大いに榮光をあげた。昭和四〇年代後半になって、この「ご三家」

に挑戦する大手版元が続出し、互いにシノギを削る競争を開拓した。講談社・文春・中公などがそれで、文庫本戦国時代などといわれるようになつたのはこちら、「日本人とユダヤ人」（山本書店）のような、「現役」の他社ベストセラー一本まで文庫に入れ、派手なカラーリジャケットをつけたりして、従来の文庫のイメージを一変したこと、激戦模様に拍車をかけた。

文庫本出版は出版史が示すように、もともと不況対策的なものだつたし、事実、最近の出版界は低定価本だけが売れて、高定価本は売れゆきが激減している。いきおい版元は、文庫に本格的に身を入れざるを得ない情勢になつた。別に

もたねばならぬ。後発版元の文庫発行の動機には、多分にそれがあった。そのうちにマンガ本の文庫までが続出した（これは貢本屋が劇画ブームの元祖だった伝統もあって、中小版元が発行社となることも多かつた）、文庫の内容が細分化してゆくうちに、ことしの六月になって出版界最大手の講談社が「学術文庫」をスタートさせた。学術書といえば、当然初版部数が少なく高定価なのが普通であるのに、二、三百円という廉価で買えるのだから、読者は大いに歓迎した。現に講談社には、大学生を中心としたファンレター的なものが、続々と舞いこみつつあるという。一〇月初現在で、六四点が発行されているが、うち講談社自体が出版権をもつものが約四割、他社が第一

発行社である作品が約六割だといふ。（略）さらって文庫にする」と、名さし講談社が中小版元の出版権（？）を無視し「著者の同意を得た」といってサーツとベースを占領する必要のあるものだか、不幸なことであった。記者はいふ、「さわれぬためには、自社が文庫を

ら、自社本だけでは間に合わなくなつた、というのが真相であろう。他社から出たものでも、実力に乏しい中小版元が第一出版社であつたために、「恵まれぬ不遇の名著」となつてゐるものを見出しつつ、文庫化して多くの読者に安く提供することが、出版社としての一つの使命であるとする発想もむろんあつたろう。しかし他社本の多いことが、講談社を名ざして「大手横暴」の張本人視する議論を横行させることになつたことも事実であった。

書きもらしたが、出版社（とくに大手の文庫本出版社）問には、パートナー・システムといって、「うちのこの作品を文庫化したいのなら、お前のとこのアレをうちの文庫によせ」という手口があることもつけ加えておく。

著作権法による出版権

『日本誕生新聞』（六月二一日付）が「出版権の確立を」との大見出しだけある。著者が中小版元の出版権（？）を無視し「著者の同意を得た」といってサーツと呼ばれて、大いに榮光をあげた。昭和四〇年代後半になって、この「ご三家」の記者が著作権の知識に乏しいことは、

本には現在出版権といふものは確立していない状態にある」と。

また本誌一〇月二二日号で新泉社小汀

良久社長は「出版権は排他的・独占的な

出版権設定の契約書があつてはじめて成

立する」とするが、大出版社とその代弁

者たちの見解であり(略)、しかし契約書

がなくとも、本が排続的に刊行販売され

おり、その対価(印税)が支払われて

いれば、立派に出版権は設定されている

と信じるものである」と述べ、さらに昭

和九年以來、著作権法に現行の出版権規

定が設けられたのに、「いまだに出版権

は実施化しない」と断定されている。

冗談じやない。著作権法の規定につい

ては後述するが、「出版権の設定があつ

て、初めて強力な独占出版社が発生す

る。単純許諾の場合、著者は同一作

品を他の何社から出そと自由である」

(別に他社に対抗権のない、単純な独占

出版許諾の形もあるが略)といふのは、

著作権専門家のまでは百パーセント

と言つていいほど一致した解釈であり、

裁判所の判例もある。後述の『単純許諾

による出版』で印税を払うのは、出版契

約そのものが著者・版元双方の債権・債務を規定する双務契約であり、著者に印税を払うのは、きわめて単純な『債務履行』の行為にすぎない。それが独占出版権に結びつくなどといわれるにはルール無視の要言以外の何物でもない。

小汀氏はさらに「著作権法にある出版権規定の法文解釈はどうであれ、出版権

の保証が徐々にではあるが実行されて

いる慣行の上に立つて、出版権を成文法

としてとらえるのではなく(略)慣習法

として、さらには營業権として提起して

おきたい」といわれる。しかし著作権法

が保証している出版権についての論争を

『著作権以外の上位で勝負しろ』といわ

れどもだいぶなりな話であり、アリと猪

木の茶番試合みたいなもので、観客の誰

が勝つのかで勝負したが、岩波は漱石の著

場合の出版権についての補償が欲しいの

であれば、著者のOKをとって出版契約

書に最初からその旨うたいこんでおくだ

けで、事は簡単に済む。ただし、いまま

でもないが、出版権の設定を伴つた契約

書の取り交わしを絶対的に前提としてで

ある。

話は少し古いが、終戦直後の昭和二一

年に、『漱石全集』の発行をめぐって、

出版許諾の形のあるが略)といふのは、

著作権専門家のまでは百パーセント

と言つていいほど一致した解釈であり、

裁判所の判例もある。後述の『単純許諾

による出版』で印税を払うのは、出版契

約そのものが著者・版元双方の債権・債務を規定する双務契約であり、著者に印

税を払うのは、きわめて単純な『債務履

行』の行為にすぎない。それが独占出版

権に結びつくなどといわれるにはルール無視の要言以外の何物でもない。

てしまつたのである。

単純許諾と独占出版権

ここで出版契約と出版社の関係について、簡単に述べておきたい。Aといふ著者(著作権者)がB出版社ある作品の出版を約束したとする。出版契約書を取り交わし、契約書上に「著者Aは作品某の出版権を出版社Bに設定する」といいう項を入れておけば(著作権者が設定者であることに注意)、文句なしにB社は契約期間中、その作品をいかなる形でも出版する独占的权利を得したことになる。「設定」という表現は、地主が借りた人に地上権を設定するケースと似たもので、出版権自体はむろん本来、著作権者のもついくつかの占有権の一部であるが、契約期間中、出版社は出版社に移動し、著作権者の手もとでは空き屋というか、休眠状態になり、その利用権は出版社のものとなり、契約期間終了後に、著者の手元に舞い戻つてくるのである。この場合の出版権を『設定出版権』と呼び、この手続きを経てはじめて出版社の独占的利用が保証される。

ところで出版の手続き上、独占出版権を獲得するためには、前述の手続き(以下・新潮社)の間に任せざるをえなかつた例もある。なお同一作品が数社から出版され、第一発行社が補償金どころか、日本式ゴアイツを受けなかつたことは、いくつもあるが略す。

ついていえば、出版権保護の規定は、四六年から施行された新著作権法の第三章(七九七八八条)の『出版権』の各条文が、それを保証しているのだ。ところが、果れるほど多いことを、私は知っている(もちろんその反対に、きわめてキチンと出版契約を行つてゐる版元もあ

る。口約束だけでも契約は一応有効だが、出版権の設定があつたとはどうて認められない。また何か著者・版元間にトラブルが起つたとしても、事實を立証することは、きわめて困難である。独占出版の保証のない、こういいう契約（口頭であれ、文書であれ）を『単純出版許諾』といい、著作権者は A 社からも B 社からも、さらには C 社からも、同一作品を出版することができる。いちいち第一発行者にその旨を断る義務（義理ではない）もない。流行作家の作品が、それぞれ違った版元から單行本になり、全集に入り、いくつもの文庫本に入ったりしているのは、多くのものである。

ハンコを押すのは水臭い

ではなぜそんな大切な出版契約書の取引交渉を行わずに著者・版元双方がすましこんでいるのか。その是非は別に、いくつかの理由あるいは事情が、そこにある。

①本来『出版の約束』というものは、著者と版元（あるいは編集者）との親密な、相手を裏切らない相互信頼関係に基づくものであつて、いちいちその約束を文書化することなど、しづめんどうくさいだけでなく、まことに木くさび（その信頼関係）が永続するという保証は何もないのが……。②著者といふ人種には、法律によい者が多く、「書面にハンコを押すとロクなことはない」など

と半ば先天的な恐怖感をもつていて、契約書に捺印することをしぶる。③一部の流行作家にその例が見られるよう、初めから何社からの出版を予想し、契約書でその実行を拘束されることをきらうからも、さらに C 社からも、同一作品を出版することができる。いちいち第一発行者にその旨を断る義務（義理ではない）もない。流行作家の作品が、それが違った版元から單行本になり、全集に入り、いくつもの文庫本に入ったりしているのは、多くのものである。

（ここには著者と版元との力関係もからみ、無理にハンコを押せとは言ひにくく）。④出版契約書は本来、双方の債権債務関係を律する双方の契約だが、出版社の債務履行事項（たとえば印税の支払時期、方法とか、発行部数とか）の方がむしろ多くふくまれており（したがって著者は契約書を取り交換しておいた方が本来は得なのである）文書にしておくと版元は債務履行の面で法的な拘束を受けるから、「ない方がいい」とする版元側のするい考え方によるもの。⑤双方、全く事務的にズボラなため（どうもこれが一番多い）、契約書をつくらない。

いま、文庫本出版権さわぎの内容を調べてみると、この『単純出版許諾型』（しかも口頭の）が大半で、つまりは法的に正当な独占出版権がないのに（そしてそれを取得する努力もせず、手続きも怠っているのに）、あたかも独占出版権を持つかのごとく振る舞つて（時には著作権者の第一発行者へのまことに日本的な「義理だ」——著作権者が第一

と半ば先天的な恐怖感をもつていて、契約書に捺印することをしぶる。③一部の流行作家にその例が見られるよう、初めから何社からの出版を予想し、契約書でその実行を拘束されることをきらうからも、さらに C 社からも、同一作品を出版することができる。いちいち第一発行者にその旨を断る義務（義理ではない）もない。流行作家の作品が、それが違った版元から單行本になり、全集に入り、いくつもの文庫本に入ったりしているのは、多くのものである。

（ここには著者と版元との力関係もからみ、無理にハンコを押せとは言ひにくく）。④出版契約書は本来、双方の債権債務関係を律する双方の契約だが、出版社の債務履行事項（たとえば印税の支払時期、方法とか、発行部数とか）の方がむしろ多くふくまれており（したがって著者は契約書を取り交換しておいた方が本来は得なのである）文書にしておくと版元は債務履行の面で法的な拘束を受けるから、「ない方がいい」とする版元側のするい考え方によるもの。⑤双方、全く事務的にズボラなため（どうもこれが一番多い）、契約書をつくらない。

現在著作権法では死後五〇年で著作権は切れ、公有（フリーリー）となることになつていている。この新著作権法は一九七一年一月一日から施行されたのだから、本来は

その五〇年前の一九二〇（大正九年）以後死亡者の著作物は、みな一律に保護され、中で昭和三七年から「暫定延長」という措置があり（詳細は略す）、本来なら新法施行時点まで五〇年保護の範囲の中に入るべきはずの例外（一九二三年後）、芥川（一九二七年没）などの作品の著作権まで

が、無効になってしまった。暫定延長以前に保護期間（当時は死後三十年）が切れてしまい、「いったん切れた著作権は生き返ることはできない」という国際的法則とは見ていないようである。

著作権法には、設定出版権を廃止するなど、独占出版権はむろん出版社のものになるが、他の第三者（他の出版社）がこれを侵害しても、文化庁著作権課に登録しておかぬ限り、差し止め、差し押さえ、損害賠償などの対抗措置をとること

はできない（八八条）といふ規定もある。出版権設定の登録をしておかねば、権利侵害者とケンカもできないことに

なれば、これは大層重要な手続きたいことになる。どのいと、出版権設定登録が行われているかと、文化庁著作権

登録に当たつてみて見いた。四八年五月、漱石はともかく、保護期間内に入るべく、

そして文庫化する間でも、それを承知の上で、元版元へ文庫化への補償金（定期の二%が多い）などを払うことが慣習化しつつあるのかごとくである。ある法律家は「正当な権利のない者が権利主張の要求をしているのに、いちいちそれに応じてるのはゴネ閣を獎励しているようなもので、出版界に『悪しき先例』慣習を残すことになりはしないか」といふ感想をもらっている。

現行著作権法では死後五〇年で著作権は切れ、公有（フリーリー）となることになつてている。この新著作権法は一九七一年一月一日から施行されたのだから、本来は

その五〇年前の一九二〇（大正九年）以後死亡者の著作物は、みな一律に保護され、中で昭和三七年から「暫定延長」という措置があり（詳細は略す）、本来なら新法施行時点まで五〇年保護の範囲の中に入るべきはずの例外（一九二三年後）、芥川（一九二七年没）などの作品の著作権まで

が、無効になってしまった。暫定延長以前に保護期間（当時は死後三十年）が切れてしまい、「いったん切れた著作権は生き返ることはできない」という国際的法則とは見ていないようである。

著作権法には、設定出版権を廃止するなど、独占出版権はむろん出版社のものになるが、他の第三者（他の出版社）がこれを侵害しても、文化庁著作権課に登録しておかぬ限り、差し止め、差し押さえ、損害賠償などの対抗措置をとること

はできない（八八条）といふ規定もある。出版権設定の登録をしておかねば、権利侵害者とケンカもできないことに

なれば、これは大層重要な手續きたいことになる。どのいと、出版権設定登録が行われているかと、文化庁著作権

四九年一三件、五〇年七件……年間二万点ほどの新刊書が出てるのに、この始末なのである。

書籍出版協会その他、出版契約書の「ひな型」が作られ、「版元はいつでも出版権設定の登録ができる」といった旨がうたわれている。勘ぐれば登録料一件につき金一万円也をケチつて、トラブルが起つたら、その時あわててやればいいと考えてのことか、あるいは例の債務関係を過信してトラブルは起つらないはずだと楽観しているからだと思うが、これは実は危険なのである。登録していないと不法出版への対抗手段がないからである。

中小版元の抵抗意識

もともと正当な出版権をもつてない版元の本を文庫化して、なおかつ法的には全く不必要的補償金まで支払っているのだから、本来、出版権をとるのだとされるのは、オカシイのだが、ここで、その「とられる側」といわれるものの論理を考えてみたい。まず第一に、「とる側」の大手版元へせっかく自社で企画、いろいろ骨折つて世に送り出したという苦労をもつオリジナル本を、「力関係で無理無体にふんだくられた、畜生メ！」といふ抵抗意識でもある。しかも、この力関係についても、仮に正当な独占出版権をもつていた

としても、中小版元にはある意味での弱みがある。というのは、大手出版社の多くは業界のリーダー格で、何かと実力ももつてゐるし、これが大層重要なのだ。が、大手の多くは中小版元が最も脅威を感じる大取次の大株主なのである。取次が手を回して、仕入れ部数を減らされたり、支払い条件を悪くされたりしたら、中小版元はたちまちお手あげである。まことに企画権による力関係を意識する、さればこそ、「とられる側」は口惜しいのである。ここにはもはや法律論ではなく、むしろ大手への抵抗意識ともいふべきものが隠してある。

「とられる側」として遠慮しきるほど遠慮

は同意を得ている。貴社には正当な出版権はない。文化化を承知してくれ」といった一片の手紙だけで文庫化を交渉されたとしたら、オリジナル版元としての誇りの点からも、ハラが立つであろう。とにかく、「とられる作品」がその社の目玉商品だったり、ロングセラーだったりしたが、よしんば出版権はなくとも、「陪まわるもの」の論理を考えてみたい。

この場合、法的にノン・ペイでいいことは分かりきつたことだが、右のように相手方に大きな痛手を与える場合は、大手版元には、契約書による出版権はほとんどなかつたようだが——これは著者側からすればすべて分かっている——要求があらう。

本当にそんなんにインギン無礼であり極悪非道なのであらうか。小汀氏に名前で呼ぶのが、当面の責任者である朝倉光男出版部長に、しつこいぐらい取材し、氏もそれにして、仕入れ部数を減らされたり、支払い条件を悪くされたりしたら、中小版元はたちまちお手あげである。まさに企画権による力関係を意識する、さればこそ、「とられる側」は口惜しいのである。ここにはもはや法律論ではなく、むしろ大手への抵抗意識ともいふべきものが隠してある。

忘れられる著者の立場

①他社本を当社の文庫にいただく場合原則的に必ず著者・版元双方にお伺いして、ご了解を得ることにしてある。

②つぎに、そのところは「学術文庫」の創刊の火事馬鹿の状態でしたので、版

元が石田先生のものと同じ新泉社であることをうかつにも気づかず、荒畠寒村先生の「谷中村波止記」を文庫化したいと、前回の手稿をとった。こんどは

51

小汀氏から「前に出した質問への返事もないので、また「谷中村」の文庫化要求の手紙をもらった。質問への回答をまずよこせ」ということでしたので、「そのうちのご返事します」とお答えいたが、そのときの電話の印子から「これはOKしてくれないな」と判断し、いずれ創刊後にお目にかかる、相談したいとご返事して電話を切った(以下は本誌の小汀氏の記述どおりである)。

私が東京をした。

①「学術文庫」の創刊馬鹿の話】アギリ

ギリの作業に日夜追われ二ヶ月ほど経つ

らう。

てしまつたが、そのうちに、「日本読書新聞」に私どもの攻撃を種にした記事が出て、その後まもなく新泉社から文庫化の「不同意書」を受けとつた。質問書への回答が二ヶ月余も遅れなのは、明らかに私どもの手続き上のミスで、多忙といふことは理由にならない。その後、葉界紙・書評紙などに同じような記事が出来た。葉界紙「新文化」(九月九日)には、小汀氏自身の攻撃的文章が出来たのは、同じのとおり。もちろんお願いした新泉社の本は二つとも当方の文庫には入れていない。だから「一片の文書だけでどちらだ」といわれては、いさきか心外なのだが……。

以上聞いてみると、なるほど講談社側のミスには違ひないが、これは「例外的な不幸なミス」であつたことも、小汀氏が「侮辱された」ように感じたことも、よく分かる。なお小汀氏は「筋さえ通せば、文庫化をOKするつもりだった」と氏の友人N氏に漏らしているとも聞いた。石田家のためにも、そのような和解が成立することを切に望むものである。著作者側の立場は、もちろん自分の作品を一人でも多くの読者に読んでもらうことを切望し、さらにそのための収入があることを喜ぶに至まつていて。とくに

オリジナル版元への義理たてから、せっかくの文庫化の要望を拒絶し、「武士は食わねど」式節操を守っている人も、あるいは板ばさみ的心情に陥っている人も多少はいるようだが、著者たて人間である以上、そう考えるのも自然であろう。ある版元は、正当な出版権をもつていないにもかかわらず、著者にさえ無断で、文庫化を拒否して得々としていると、いう話も聞いたが、こんなのは恵元の越権行為であり、著作権無視ときえ言え。この著者の立場からの視点が、今回文庫本の出版権問題で、ほとんどいっていいほど欠落していることに私は大きな憤慨をもつてている。

私は過去に編集者生活を三〇年余送った者だが、かつて自分が発揮し、企画会議を通じて一冊の本にすることができた著者の作品が、もしかんどのケースのようになつたら、どうするだろうかと考えてみた。「元の雇い主には悪いが、あれには正當な独占出版権はない。やんなさいよ、たまにはもうけなさいよ」と肩を叩きながら、恐らく言うだろう。ただし、著作者側の立場は、もちろん自分の作品を一人でも多くの読者に読んでもらうことを切望し、さらにそのための収入があることを喜ぶに至まつていて。とくに

いるのは、ひとにぎりの大手にすぎず、

さんが、どれほどもかつかは知らぬ

オーリジナル版元への義理たてから、せっかくの文庫化の要望を拒絶し、「武士は食わねど」式節操を守っている人も、ハードカバー本がすぐ文庫になると思えば、誰だつて貰い控える。

この点は書店にも同じ意見の人が多い。文庫・新書などの安物の本ばかり売れ、客当たり単価が激減し、売り上げ額は四一・四%(前年同期三七・〇%)、八月は四一・八%(同四〇・四%)であった。史上最低の異常返品率である。いま次取の扱うオール書籍のうち、

新刊委託が約四〇%、注文・買い切りなどが六〇%であるといわれている。新刊委託のほとんどが(委託以外にも返品になるものがあるから)オール返品となつてゐる勘定だ。日本には出版社が約三千社あるが、ひとにぎりの文庫本版元(多くは大手)だけのために、こんな日にあつては、文庫ブームを歓迎ばかりなどはしてられない。とくに手づくりの良書を生み出すチャンピオンはむしろ中小版元である。その中小が最もダメージを受けていたのである。

朝日ジャーナル

そのダメージについてだが、前に権利をダメージを与える場合、その補償がないなら、むしろマイナスであるといふ場合、その思いはなおさら強烈であるが、あのように丁寧な文庫本陸盛の出版界への功罪についていふならば、むしろマイナスであるといふのが私の持論である。文庫でかせいではもつとナニワ筋的であつて欲しいときも、それがすこぶる大きい、雑誌掲載権、ダッシュストラ、テレビ化権、映画化権、外國への翻訳権や翻案権など、いわゆる副次権が売れた場合の双方の分け前までがキチンと契約書上で成文化されている。その分け前はほとんど著者と版元とのフィフティ・フィフティである。この副次権收入がアメリカの出版社の場合、純収入の三分の一ぐらいあると聞く。結論的に言えば、出版契約書を互いに取り交わすのは、ビジネスのだから当然中の当然のこととして、日本でもそのアーティカル式とはゆかぬまでも、少なくともそれに近づいた一項を入れておけばることは、今後の大きな課題であろう。(ナニワとしま・出版著作権研究会)

文庫本の功罪

文庫本陸盛の出版界への功罪についていふならば、むしろマイナスであるといふのが私の持論である。文庫でかせいではもつとナニワ筋的であつて欲しいときも、それがすこぶる大きい、雑誌掲載権、ダッシュストラ、テレビ化権、映画化権、外國への翻訳権や翻案権など、いわゆる副次権が売れた場合の双方の分け前までがキチンと契約書上で成文化されている。その分け前はほとんど著者と版元とのフィフティ・フィフティである。この副次権收入がアメリカの出版社の場合、純収入の三分の一ぐらいあると聞く。結論的に言えば、出版契約書を互いに取り交わすのは、ビジネスのだから当然中の当然のこととして、日本でもそのアーティカル式とはゆかぬまでも、少なくともそれに近づいた一項を入れておけばことは、今後の大きな課題であつた

する」とことで、オリジナル版元に非常に大きなダメージを与える場合、その補償がないといふのが私の持論である。文庫でかせいではもつとナニワ筋的であつて欲しいときも、それがすこぶる大きい、雑誌掲載権、ダッシュストラ、テレビ化権、映画化権、外國への翻訳権や翻案権など、いわゆる副次権が売れた場合の双方の分け前までがキチンと契約書上で成文化されている。その分け前はほとんど著者と版元とのフィフティ・フィフティである。この副次権收入がアメリカの出版社の場合、純収入の三分の一ぐらいあると聞く。結論的に言えば、出版契約書を互いに取り交わすのは、ビジネスのだから当然中の当然のこととして、日本でもそのアーティカル式とはゆかぬまでも、少なくともそれに近づいた一項を入れておけばことは、今後の大きな課題であつた

する」とことで、オリジナル版元に非常に大きなダメージを与える場合、その補償がないといふのが私の持論である。文庫でかせいではもつとナニワ筋的であつて欲しいときも、それがすこぶる大きい、雑誌掲載権、ダッシュストラ、テレビ化権、映画化権、外國への翻訳権や翻案権など、いわゆる副次権が売れた場合の双方の分け前までがキチンと契約書上で成文化されている。その分け前はほとんど著者と版元とのフィフティ・フィフティである。この副次権收入がアメリカの出版社の場合、純収入の三分の一ぐらいあると聞く。結論的に言えば、出版契約書を互いに取り交わすのは、ビジネスのだから当然中の当然のこととして、日本でもそのアーティカル式とはゆかぬまでも、少なくともそれに近づいた一項を入れておけばことは、今後の大きな課題であつた